

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

申立期間当時、私は、小学校の臨時教員をしており、採用期間が数日間空いただけでも、母が私の老後のためにと厚生年金保険と国民年金の切替手続きをしてくれており、申立期間以外の期間は数日間でも国民年金に加入し、保険料を納付しているの、申立期間についても、国民年金に加入し、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年12月に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格を同年12月中に再取得したため、国民年金保険料の納付義務は発生しなかったものの、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを行っていることがうかがえるほか、申立人の母は、申立人の申立期間以外の第1号被保険者対象期間について、1か月の期間であってもすべて保険料を納付しており、申立人の母の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間について、オンライン記録では未加入期間となっているものの、年金手帳では国民年金第1号被保険者期間として記載されており、同手帳に記載された資格取得年月日の筆跡から、切替手続きは、後にさかのぼって行われたものではないと考えられ、申立人の母の納付意識の高さを踏まえると、申立期間当時に第1号被保険者資格を取得し、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県立B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

A県立B事業所には、昭和40年4月1日に臨時職員として採用され、同年6月1日に正規職員となるまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態について、A県総務部C課の担当者は、「臨時職員から引き続き正規職員に採用した場合は、臨時職員期間が退職手当の算定対象期間に含まれることになる。」と供述していることから、申立人の退職手当の支給記録を見ると、臨時職員期間が同手当の算定対象期間に含まれていないことが確認できるが、オンライン記録において、申立期間に申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録の欠落が確認できる同僚8人中、退職手当の支給記録が確認できた3人のうち2人は、臨時職員期間が同手当の算定対象期間に含まれている。

また、オンライン記録において、申立期間に申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録の欠落が確認できる同僚のうち供述の得られた4人は、それぞれ「私も申立期間当時、継続して勤務していた。」旨供述している上、A県D事業管理者から提出された申立人の履歴カードを見ると「40.4.1 県立B事業所勤務（日々雇用）」、「40.6.1 A県Eを命ずる」と記載されており、一

時解雇又は退職した記載は無い。

これらを併せて判断すると、申立人はA県立B事業所において申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人の臨時職員から正規職員となる際の厚生年金保険の被保険者記録について、現在のA県総務部C課の担当者は、「担当者によって、あるいは時期によって取扱いに違いがあったのかは不明であるが、手当の関係で、1日空けて採用していたことがあったことを複数の者から聞いている。」と供述しているが、申立期間当時、A県立B事業所において正規職員の給与事務を担当していたと供述している同僚は、「臨時職員を正規職員として採用する場合、1日空ける取扱いは聞いたことが無い。」と供述していることから、オンライン記録において、A県立B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年6月1日から61年6月2日までの期間に、同事業所において同保険の被保険者資格を取得している500人中、同保険の被保険者資格喪失後に共済組合員の記録が確認できる75人について見ると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、1日空けて共済組合員となっているのは、36年7月31日に同保険の被保険者資格を喪失した1人及び申立期間における申立人を含めた8人、並びに50年7月31日に3日空けて共済組合員となっていることが確認できる1人であり、他のすべての被保険者については、同保険被保険者の資格喪失日に共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

加えて、A県立B事業所と同様に、A県立のF事業所、G事業所及びH事業所のオンライン記録から、F事業所については、昭和35年4月1日から47年3月1日までの期間、G事業所については、35年3月1日から63年11月1日までの期間及びH事業所については、35年1月1日から59年4月5日までの期間に、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得している100人のうち、F事業所の26人、G事業所の15人及びH事業所の24人については、同保険の被保険者資格喪失後に共済組合員の記録が確認できるが、ほぼすべての被保険者が厚生年金保険被保険者の資格喪失日に共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

これら関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA県立B事業所における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月26日から同年11月2日まで

私は、親類筋に頼まれてA社で会社設立時から勤務していた。当時の仕事はダボの穴開けで、社内でその仕事ができるのは私だけであった。同社は、私が昭和42年7月25日に退職したとして届け出ているようだが、それほど早期に退職していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月1日から同年11月1日までA社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年7月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社を昭和42年10月28日に退職したとされる申立期間当時の同僚は、「私が同社を退職した際、申立人は在職していた。」と供述している上、申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に同年11月1日まで勤務していたことが認められる。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、さらに、申立期間当時の同僚は、「申立期間当時、同社にパート勤務者はいなかった。」と供述していることから、昭和42年7月26日の前後において申立人の勤務形態に変更は無く、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当

である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和42年7月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

昭和 51 年 1 月に退職した後、夫に国民年金に加入するよう勧められたため、加入し、納付することにした。申立期間当初は A 市に居住しており、A 市役所窓口で毎月保険料を納付した。その後、55 年 4 月に B 町（現在は、C 市）に転居し、B 町役場の窓口で毎月納付した。

毎年保険料額が上がることを負担に感じつつも納付していたし、第 3 号被保険者制度発足に伴い、夫からこれまで負担していた保険料相当額を月々渡していた生活費から引くと言われ、けんかをしたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 2 月に国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、第 3 号被保険者制度が開始された 61 年 4 月以降に払い出されており、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、払出時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられるほか、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、A 市役所及び B 町役場で納付したと申し立てているが、A 市役所窓口において、申立期間当時、国民年金保険料の収納事務は行っておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から62年12月31日まで
私の父は、A社において4年ほど勤務していたはずであるにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが納得できない。
申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを確認してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事務担当者は、「申立人の勤務期間は分からないが、同社に勤務していた人は、すべて雇用保険に加入していた。」と供述しているところ、申立期間において、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録は、昭和62年12月4日以前の期間については確認できない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録、及び同保険の「支給台帳」により、申立人は申立期間のうち、昭和59年4月13日から60年2月6日までの期間、B社を離職したことによる失業手当支給記録が確認できる上、60年11月2日から61年5月6日までの期間及び同年8月19日から62年3月28日までの期間における同社に係る雇用保険被保険者記録、並びに61年6月6日から同年8月14日までの期間、及び62年4月13日から同年7月11日までの期間における同社を離職したことによる失業手当支給記録が確認できることから判断すると、申立期間において、申立人はA社ではなく、ほとんどの期間をB社で勤務していたものと推認できる。

一方、申立期間のうち、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録が確認できる昭和62年12月5日から同年12月31日までの期間について、当該期間を含む57年8月1日から平成4年4月1日までの期間、同社における

厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「同社では、厚生年金保険に加入するかどうかは、本人の希望で決めていた。」と供述しているところ、申立人は、申立期間を含む昭和 59 年 4 月 1 日から 60 歳到達日である 62 年*月*日までの期間、国民年金に加入し、同期間の同保険料をすべて納付している上、国民健康保険についても、国民年金と同日に加入した後、平成 11 年 7 月 7 日までの期間、継続して加入していることが確認できる。

また、A 社は既に解散しており、保険料控除に関する資料を得ることができない上、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。